

第三セクター等抜本的改革の概要

平成29年8月

駒ヶ根市総務部財政課

— 目 次 —

	(ページ)
○駒ヶ根市における第三セクター等抜本的改革のポイント	1
○はじめに	2
○第1章 集中改革期間における財政リスクの改善結果	4
○第2章 法人別の抜本的改革の概要	
第1 財団法人駒ヶ根市開発公社（解散）	5
第2 駒ヶ根市土地開発公社（一部業務廃止）	10
第3 駒ヶ根観光開発株式会社（解散）	17
○第3章 市財政への影響	23
○第4章 まとめ	25
○財政資料	
・法人別の市の債務保証・損失補償付き借入金残高の推移	26
・三セク債の残高・償還額の見通し	27
・一般会計 市債残高の見通し	28
・一般会計 市債元利償還金の見通し	29
・将来負担比率の見通し	30
・実質公債費比率の見通し	31
・抜本的改革による将来負担比率の変動について	32

駒ヶ根市における 第三セクター等抜本的改革のポイント

- 1 三セク等における市の債務保証・損失補償付き借入金残高は、平成 21 年度からの 8 年間で 42 億 2,424 万円減少し、市の財政リスクは大きく改善
- 2 うち抜本的改革による直接的な減少額は、3 法人で 25 億 9,266 万円
 - ・各法人の経営悪化による最終的な市民負担の増加リスクを解消
 - ・土地開発公社の抜本的改革により、今後 30 年間の利子負担は、3 億 280 万円減少（毎年度約 1 千万円の負担軽減）
 - ・ホテル経営を民間に譲渡し、駒ヶ根高原全体の活力創出に期待
- 3 2 法人の抜本的改革の財源として、三セク債を 22 億 5,400 万円借入
 - ・将来の財政負担を確定させて三セク債に置き換え、負担を平準化
 - ・30 年間で負担を完結し、負債の先送りを解消
- 4 将来負担比率は三セク債の借入れ等によって 23%上昇し 191.8%へ
 - ・ただし財政規律の強化と財政リスクの低減により健全性は向上
 - ・見えにくかった潜在負債を確定し見える化
- 5 土地開発公社から移管された土地の早期売却により、土地売却収入見込額 9 億 7,900 万円で三セク債を繰上償還予定。これにより将来負担比率は 13.5%改善可能
- 6 三セク債の償還が本格化した段階においても公債費総額は大きく増加することなく、財政への影響は最小
- 7 今しかできない改革によって財政構造を転換したことは一定の成果。市政進展に向けてさらなる財政健全化に引き続き注力

はじめに

企業性と公共性を併せ持つ第三セクター（注1）等は、地域経済の進展や住民の暮らしを支える重要な役割を担ってきましたが、その経営が著しく悪化した場合には地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため平成21年度において総務省は、全国の地方公共団体に向け、平成25年度までの5年間（注2）で第三セクター等の存廃を含む抜本的改革を集中的に推進し、地方公共団体が第三セクター等の債務に対して負う債務保証・損失補償（注3）を減少させ、財政規律の強化と財政的リスク（注4）の解消・低減を図るよう要請しました。また、これに取り組むために必要となる財源措置として、5年間に限定した特例的な地方債である第三セクター等改革推進債（注5）が創設されました。

駒ヶ根市においてはこの間、第三セクター等の実態を踏まえ、経営状況の改善が見込まれない3法人（注6）について抜本的改革を進め、将来的な財政負担の軽減や財政的リスクの解消を図るなど一定の成果を挙げてきました。

この資料は、これらの抜本的改革の概要について記載するとともに、その結果として市財政に生じた効果・影響等についてまとめています。

注1「第三セクター」

国又は地方公共団体（第一セクター）が出資して設立し、民間（第二セクター）の企業性と公共性を併せ持つ第三の方式により経営する法人の通称です。

「第三セクター等」と表記する場合の「等」には公社、財団等が含まれます。

注2「平成25年度までの5年間」

第三セクター等改革推進債を活用した抜本的改革の実施については、当初、平成25年度までの時限制度として創設されましたが、その後具体的に抜本的改革に取り組んでいながら同年度までに改革が完了していない地方公共団体については、特例的に実施期間を3年間延長する制度改正が行われました。駒ヶ根市は総務省の承認を受けてこの特例を適用し、延長後の期限である平成28年度に抜本的改革が完了しました。

注3「債務保証・損失補償」

債務保証契約は、主たる債務者が借入金の返済ができない場合に地方公共団体が代わって返済することを金融機関等に対して保証する契約です。

損失補償契約は、主たる債務者が借入金の返済ができないなどにより金融機関等が最終的に損失を被った場合に、その損失の全部又は一部の補填を地方公共団体が「補償」

として引き受ける契約で、「保証」とは異なり財政援助に当たります。

注4「財政的リスク」

地方公共団体が債務保証・損失補償を付した借入金のある第三セクター等が、経営破綻・事業廃止等によって自力返済不能となった場合、当該地方公共団体はその債務の全部又は一部について保証（補償）義務を負うこととなり、一時に多額の返済資金が必要になります。

そのような事態が「起きるかもしれない状態」、「起きるとしても、いつ、どれくらい負担するかわからない状態」、あるいは「将来的には負担額が現時点より増加する可能性が高い状態」などは、いずれも計画的な財政運営を基本とする地方公共団体にとって大きな不安定要素となります。こうした危険性を、第三セクター等の債務に関する財政的リスクと位置づけています。

注5「第三セクター等改革推進債」

地方公共団体が債務保証・損失補償を付した借入金を有する第三セクター等の抜本的改革を行うため、当該地方公共団体が、借入金の全部又は一部を保証（補償）義務の履行として金融機関に対し代位弁済する場合、その弁済財源として借り入れることのできる地方債の名称です。略して「三セク債」と呼びます。

三セク債を活用することにより、地方公共団体の潜在的な債務を抜本的改革によって整理・確定・代位弁済した後に、三セク債の償還を通じて長期・平準化して負担することができるため、財政リスクの解消・低減と計画的な財政運営が図られる効果があります。

三セク債は、平成21年度に創設され、総務省が要請した集中改革期間（注2参照）に限り借り入れることができます。

注6「3.法人」

- | | | | |
|---|--------------|--------|--------|
| 1 | 財団法人駒ヶ根市開発公社 | 平成25年度 | 解散 |
| 2 | 駒ヶ根市土地開発公社 | 平成28年度 | 一部業務廃止 |
| 3 | 駒ヶ根観光開発株式会社 | 平成28年度 | 解散 |

第1章 集中改革期間における財政リスクの改善結果

駒ヶ根市の債務保証又は損失補償が付された第三セクター等の借入金残高は、集中改革期間の前年度である平成20年度末において5法人合計で47億2,720万円でしたが、抜本的改革が終了した平成28年度末の同残高は5億296万円となりました。この8年間で保証（補償）債務は42億2,424万円減少し、市の財政リスクは大きく改善されました。

この減少額のうち、抜本的改革による直接的な減少額は3法人合計で25億9,266万円、差し引き16億3,158万円は通常返済や土地開発公社の土地売却など各法人の自主返済により減少しています。

また、市の保証（補償）を付した借入金のある第三セクター等の法人数は、この8年間で、5法人から2法人に減少しました。

（単位 千円）

平成20年度末時点で 市の債務保証又は損失補償 付き借入金残高を有する 第三セクター等	H20末の 保証(補償) 付き借入金 残高	左の H28末 残高	8年間の 減少額	うち、 抜本的改 革による 減少額	うち、 各法人の 自主返済 による 減少額
	A			B	A-B
財団法人駒ヶ根市開発公社 (損失補償)	292,200	—	292,200	292,200	—
駒ヶ根市土地開発公社 (債務保証)	3,269,000	449,300	2,819,700	1,722,000	1,097,700
駒ヶ根観光開発株式会社 (損失補償)	664,199	—	664,199	578,461	85,738
株式会社エコーシティー・駒ヶ岳 (損失補償)	123,691	—	123,691	—	123,691
駒ヶ根高原温泉開発株式会社 (損失補償)	378,112	53,660	324,452	—	324,452
合計(5法人)	4,727,202	502,960	4,224,242	2,592,661	1,631,581

※太枠は抜本的改革を実施した3法人

第2章 法人別の抜本的改革の概要

第1 財団法人駒ヶ根市開発公社【平成25年度解散・任意整理】

1 法人概要

財団法人駒ヶ根市開発公社は、旧民法の規定に基づく公益法人として、公共用地の先行取得、住宅用地・工場用地等の取得、造成、あっせんのほか、市からの受託事業の施行等により地域開発を推進し、市民生活の向上に資することを目的として設立されました。

- ・ 設立団体 駒ヶ根市
- ・ 設立許可 昭和44年4月23日（長野県知事）
- ・ 基本財産 300万円（駒ヶ根市出資）
（以下、平成25年4月1日現在）
- ・ 代表者 理事長 杉本幸治（駒ヶ根市長）
- ・ 組織役員 理事13名、監事2名、評議員15名
- ・ 業務内容 駒ヶ根駅前ビル敷地の所有管理及び市（ビル所有者）への貸付け

2 (財)駒ヶ根市開発公社が果たしてきた役割

(1) 公共事業の推進

設立当時は、高度経済成長によって国全体が急速に発展していく中、駒ヶ根市においては特に産業基盤としての道路網の整備や工場用地の確保、住宅団地の造成等が急務となっていました。しかし市街地を中心として地価が高騰し続け、用地取得の困難さが諸事業を停滞させる原因になっていました。そこで、公共事業用地の円滑な確保による市施策の効率的な推進を図ることを目的として、当開発公社が設立されました。

当初は、市内各所の道路用地を継続して先行取得したほか、駅前地区及び広小路地区の用地取得、向ヶ丘団地の造成、旧市庁舎の駒ヶ根高原移築と移転後の用地整備、赤穂小学校二校制用地及び経塚保育園用地の確保、切石墓地・北の原墓地の造成など、多くの市の主要施策を受託し推進しました。さらに伊南行政組合からの受託事業として不燃物処理工場の建設などを実施しました。

昭和47年度時点で約7億4,000万円の土地を保有し事業を進めていましたが、同年9月に施行された公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、翌年の昭和48年5月に駒ヶ根市土地開発公社が設立され、その後は公共用地先行取得事業及び付帯事業は同公社が担うこととなったため、同年中に開発公社の計画事業の大半を土地開発公社に移転し、昭和51年度には全ての保有土地に係る事業が完了したため開発公社

による公共事業の取扱いは終息しました。

(2) 駅前ビルの管理等

昭和59年度の駅前再開発事業によって建設された市の駅前ビルを商業ビルとしてユニー株式会社に貸し付けるに当たり、開発公社が市から土地・建物を取得したうえで、関係地権者によって組織された駅前ビル管理組合の代表者としてビル賃貸借の管理を担うこととなりました。

同年の開発公社決算は約8億3,000万円の固定資産（土地及び建物の簿価等）に対し約4億8,000万円の借入金がありましたが、駅前ビルの賃貸借契約期間である20年を経過した後には借入金が完済できる経営計画となっていました。その後駅前ビル管理事業は軌道に乗り採算ベースで推移していましたが、12年経過後の平成8年、ユニー株式会社の撤退を受けて駅前ビルの管理は大きな転換を余儀なくされる状況になりました。

そこで、駅前ビルを公共施設部分とテナント部分に再整備して有効活用を図るため、市が国の補助金を受けてリニューアル工事を実施することとなり建物は市に売却しました。土地（駅前ビル敷地）については、民間所有地の開発公社への権利集約を進め、平成11年度には敷地の全てが開発公社の所有地となりました。以降、開発公社は建物所有者である市に土地を貸し付けるとともに、リニューアルオープンした駅前ビルの管理業務を市から受託し、テナントの出退店管理、出店料・共益費の徴収管理等、ビルの運営管理全般を担うこととなりました。このビル管理業務は平成21年度の指定管理者制度導入により終了し、以降の開発公社の業務は、土地を市に貸し付けるのみとなりました。

平成21年度決算においては、所有土地（駅前ビル敷地）の簿価約4億6,700万円に対し、その取得に要した借入金の未償還残高は2億9,170万円となっていました。

このように、開発公社は、土地開発公社の前身として高度成長期の市の急速な発展に対応して産業の振興や都市的な居住環境の整備による人口の増加等に大きく寄与してきたほか、特に駅前再開発事業に関連して時々の柔軟な対応を図るなど、市と連携して地域の発展を支えてきました。

3 抜本的改革に至る背景

(1) 財務状況について

平成21年度以降の業務は、市に対する土地貸付事業のみとなり、これによる賃貸借収入額は、借入金利子及び納税等管理経費の支払額とおおむね均衡する状況であったものの、借入金の元金償還を計画的に進められる収支状況にはなく、新たな事業展開も望めないことから、現状のまま事業を継続しても自力での借入金の完済は見込まれない状況にありました。また、今後の借入利率の動向によっては、市からの土地貸付

収入だけでは利子や納税等の管理経費を賄いきれなくなる状況も考えられ、その場合は借入金を増額しなければならないため、開発公社の借入金の全額に損失補償を付している市にとって、最終的な市民負担の増加を回避するためには市による抜本的改革が必要な状況となっていました。

(2) 地価の下落について

駒ヶ根駅前地域の地価（直近地点である広小路の公示地価）は、平成5年度をピークとして以降は下落を続け、平成25年度の地価は平成5年度に対して約80%下落しており、駅前ビル敷地を所有する開発公社にとって、いわゆる含み損の拡大による実質的な財務状態の悪化への対処が課題となっていました。

(3) 新公益法人制度の施行について

平成20年12月に成立した公益法人3法によって、それまでの民法の規定に基づいて設立された公益法人（財団法人及び社団法人）が引き続き法人活動を行う場合、平成25年11月までに新公益法人制度に基づく公益法人（公益財団法人若しくは公益社団法人、又は一般財団法人若しくは一般社団法人）に移行するための認可を得る必要があります。

開発公社が公益財団法人又は一般財団法人のいずれかに移行する認可を取得するためには、所有する資産・負債の時価評価を行って、新公益法人会計基準に基づく資産計上を行うことが要件となりますが、開発公社所有の土地（駅前ビル敷地）は、簿価（取得価格）約4億6,700万円のところ、時価評価後は約9,000万円と見込まれ、借入金残高約2億9,000万円との比較において実質的な債務超過法人となるため、このままでは移行認可は取得できない状態にありました。

以上から、開発公社については一定の役割を果たし終えたと判断し、解散によって市の財政リスクを解消することとしました。

4 抜本的改革の概要

(1) 資産・負債の整理について

市は、時価で土地（駅前ビル敷地）を購入するとともに、開発公社が借入金を解消するために必要な資金を補助金交付することによって開発公社が借入金を完済し、資産及び負債を同時に整理することとしました。

第三セクター等改革推進債（三セク債）については、総務省及び長野県との協議の結果、当開発公社の解散の取り組みが三セク債制度の趣旨になじまないと判断されたため同債は活用せず、市の自己資金で整理を行うこととなりました。

(主な経過)

平成25年4月10日	市との土地売買契約
同年4月30日	開発公社が借入金を完済
同年5月24日	解散決議（開発公社理事会）
同年5月31日	解散
同年6月6日～8月6日	債権届出官報公告
同年8月29日	清算後残余財産引渡し
同年9月24日	清算終了

ア 市への土地売却

駅前ビル敷地（1,800㎡）の売買 88,381千円

イ 借入金の返済に要する資金

（開発公社の借入金残高 289,100千円）

土地売却収入	88,381千円
市から開発公社への補助金交付	200,719千円
合計	289,100千円

ウ 市との清算

出資金等返還金	3,300千円
清算後残余財産の引渡し（現金）	340千円
合計	3,640千円

5 効果の検証

【効果】

- ① 市の損失補償付き借入金2億8,910万円を解消しました。
- ② 市は、毎年度約610万円の土地賃借料が不要となりました。
- ③ 金利の上昇によって将来起こり得る市の財政リスクを解消しました。

【影響】

- ① 解散に際し、市は、解散補助金として2億72万円を負担しました。

6 (財)駒ヶ根市開発公社の抜本的改革まとめ

開発公社は、設立当初から市の主要事業に深く関わって地域の発展に寄与してきましたが、平成21年度以降の業務は市からの土地貸付収入で借入金利子と管理経費を支払うのみとなっており、新たな事業展開も見込まれない以上、法人の存在意義として一定

の役割を終えていました。財務状態は元金償還を据え置いたうえで収支が均衡する状態で、今後も収益が増加する見通しはなく、むしろ借入利率が上昇し資金不足が起きた場合は借入金を増額しなければならないため、借入金の全額に損失補償を付している市にとって財政リスクとなっていました。

開発公社の解散に必要な資金として約2億円を市が負担しましたが、毎年度約610万円を負担していた土地賃借料については今後不要となりました。また、駅前ビルの土地・建物を一括して市が保有することとなり、ビル管理の効率化が図られました。

開発公社の解散は、土地開発公社と同様に土地負債の整理とも言え、この抜本的改革においてこれらの整理が進捗したことは、財政健全化を進めるうえで一定の成果となりました。

第2 駒ヶ根市土地開発公社【平成28年度一部業務廃止・任意整理】

1 法人概要

駒ヶ根市土地開発公社は、昭和47年9月に施行された公有地の拡大の推進に関する法律（公拡法）に基づき、都市の健全な発展や地域の秩序ある整備を推進し公共福祉の増進に寄与することを目的として設立されました。

- ・ 設立団体 駒ヶ根市
- ・ 設立認可 昭和48年5月10日（長野県知事）
- ・ 基本財産 300万円（駒ヶ根市出資）
（以下、平成28年4月1日現在）
- ・ 代表者 理事長 堀内 秀（駒ヶ根市副市長）
- ・ 組織役員 理事11名、監事2名
- ・ 業務内容 (1)公有地先行取得事業（公拡法第17条第1項第1号）
市の依頼に基づく公共事業用地の先行取得事業
(2)土地造成事業（同項第2号）
工業用地、住宅用地等の取得、造成、販売による地域開発事業

2 土地開発公社が果たしてきた役割

設立当時は、高度経済成長期にあつて人口の増加や産業の進展など都市化が急速に進み都市基盤の早急な整備が迫られる中、好景気を背景として土地価格が上昇するなど公共事業用地の円滑な確保が難しい状況にありました。

土地開発公社は、市からの依頼に基づき必要な公共事業用地を計画的に先行取得し、事業化に伴って市又は国等に売却する「公有地先行取得事業（1号業務）」を積極的に進め、市のスムーズな事業推進に大きな役割を果たしてきました。

また、市と密接に連携し、工業用地、住宅用地等の取得・造成・販売を行う「土地造成事業（2号業務）」を通じ、産業振興や定住人口の拡大など都市の健全な発展に寄与してきました。

設立から平成28年度までの44年間で、土地造成事業（2号業務）の工業団地については、飯坂工業団地、馬住ヶ原工業団地、大田原工業団地など14地区、55.5ヘクタールを造成販売（うち3地区は未完売）し、住宅団地については、小城分譲地、千丈分譲地、赤須ヶ丘タウンなど16地区、16.0ヘクタールを造成販売（うち3地区は未完売）してきました。

3 抜本的改革に至る背景

長引く景気低迷期以降は、公共事業量の減少に伴い公共用地先行取得の必要性が低下するとともに、土地造成事業によってすでに完成している分譲地（工業団地・住宅団地）の需要も低下しました。特に平成20年のリーマンショックを発端とした景気悪化以降はさらに土地需要が低下し、分譲地等の順調な売却が進まず保有期間が長期化したため、新たな土地造成事業用地の取得は停止して既存分譲地等の売却に力を入れてきました。

また、市内土地の公示地価については、平成5年をピークとして23年間連続して下落しており、直近では下落幅は縮小しつつあるもののその傾向は止まらない状況にあります。

このような状況下において、運営資金のほぼ全てを借入金で賄っている土地開発公社にとって、土地の保有期間が長期化することによる利子負担の累増や、地価の下落に伴ういわゆる含み損（公社簿価と売却見込額との差額）の拡大など、経営上の課題が顕在化してきました。

そこで市は、経営悪化を防止し健全化・安定化を図る目的で、土地開発公社の土地造成事業に関し次の財政支援を実施してきました。

- ① 毎年度、利子の全額を補助
- ② 売却時に、売却損失（公社簿価と売却価格との差額）の全額を補助
- ③ 毎年度、販売管理経費の一部を補助

※①は平成18年度から。②は平成18年度から2分の1を、平成25年度から全額を補助。③は平成25年度から。

こうした中、当面、既存分譲地等の早期完売が見込まれない状況下で、今後も土地開発公社が土地造成事業を継続し市が上記の財政支援を続けていくとすれば、市にとって次の財政的リスクが増大する可能性があることから、その対策が課題となりました。

- ④ 現状の超低金利の水準から借入利率が上昇した場合、①の利子補助額が増加するとともに、土地を完売するまで市の利子補助が続くこと。
- ⑤ 今後も地価が下落し続けた場合、公社簿価と売却価格との差額がさらに拡大し、売却時に②の売却損失補助額が増加するほか、売却の時期が見込めない状況下では「いつ、どれくらいの財政負担（売却損失補助）が生じるかわからない」という、市の財政運営上のリスクが増大すること。

また、土地開発公社の運営資金である借入金は半年単位の短期借入れを繰り返す方法で調達しており、この方法による利子負担は、市が市債を長期借入れする場合と比較して高利率・高負担となっている状況もありました。

そこで、市及び土地開発公社において将来予測も含めて検討を重ねてきた結果、将来的な市民負担の増加を回避するとともに市の財政リスクを改善するため、土地開発公社

による土地造成事業（2号業務）を廃止する方法により抜本的改革を実施することとしました。

なお、土地開発公社の法人としての存廃については、今後も市の開発計画等において公共用地先行取得事業（1号業務）の機能は有用であると判断し、公社は存続して1号業務のみを実施することとしました。

（主な経過）

平成28年7月27日 2号業務廃止の定款変更を決定（公社理事会）
同年9月16日 2号業務廃止の定款変更を議決（市議会）
平成29年3月24日 2号業務廃止の定款変更を認可（長野県）

4 抜本的改革の概要

（1）2号業務の借入金について

土地開発公社が2号業務の廃止を決定し、以降は土地売却による事業収入を得られなくなったことにより、同業務で現に借り入れている借入金を土地開発公社自身によって返済することが不可能となりました。このため土地開発公社に資金を貸し付けている金融機関と市との間で締結した債務保証契約に基づき、借入金の全額を市が代位弁済（保証義務の履行として公社に代わり市が返済）し、市は、その財源として第三セクター等改革推進債（三セク債）を借り入れました。

ア 市の代位弁済

（代位弁済額の内訳）

2号業務廃止時の2号用地の公社簿価	1,642,269千円
平成28年度の2号用地売却損失（上の原工業団地）	80,648千円
合計	1,722,917千円
うち、借入金	1,722,000千円①
①を返済する際の利子負担	2,162千円②
① + ② =	1,724,162千円（市の代位弁済額）

（代位弁済の日等）

- ・ 弁済日 平成28年11月30日
- ・ 弁済先 市内4金融機関

イ 市の三セク債借入れ及び償還見直し

（借入条件等）

- ・ 借入金額 1,724,000千円
- ・ 借入日 平成28年11月29日
- ・ 借入先 市内4金融機関
- ・ 借入利率 年利0.19%～0.24%（加重平均年利0.205%）
（10年後及び20年後に利率見直し）

- ・償還年数 30年（うち元金据置2年）

（償還見通し）

- ・通年元金償還を開始する平成31年度において、元利合計64,400千円
- ・以降毎年度、約64,000千円～62,000千円で推移し、平成58年度に完済
- ・30年間の利子負担の総額は、57,200千円
- ・利子込みの償還総額は、1,781,200千円

※上記の「償還見通し」は、償還期間中において借入利率の変動及び土地売却収入による繰上償還がない場合で試算しています。土地売却収入をもって途中で繰上償還を行う場合は、以降毎年度の償還額が減少するか、完済年度が前倒しになります。

（2）2号業務の資産・負債の清算

市は、土地開発公社に代わり債務を返済したことに伴い、当該金額について土地開発公社に対し求償権請求債権（民法第459条）を有することとなり、この権利を行使して求償請求を行いました。土地開発公社はこの請求に対し、保有する2号業務用地を全て市に譲渡する「代物弁済」により返済することを決定し、2号業務用地の時価評価を行って弁済額を決定しました。

市は、求償した額から代物弁済による返済額を差し引いてなお残る求償権請求債権について、将来に渡り土地開発公社から回収することが不可能なため、市議会の議決をもって権利放棄し清算が完了しました。

（主な経過）

- 平成29年2月9日 2号土地による代物弁済を決定（公社理事会）
- 同年2月13日 市と公社間で代物弁済契約を締結（市議会議決の条件付き）
- 同年3月17日 代物弁済後に残る市の権利を放棄する議決（市議会）

ア 土地開発公社が市に代物弁済した土地

地区名称	区画数	面積(m ²)	価格(千円)
上の原工業団地	2	3,846.92	36,269
千丈地区	1	19,963.39	331,447
下平工業団地	1	57,607.43	403,540
南の原地区	3	1,784.79	28,557
赤須ヶ丘タウン	29	12,660.81	162,058
馬住ヶ原住宅団地	2	702.49	9,483
福岡住宅団地	1	479.87	7,901
合計7団地	39	97,045.70	979,255

注:「価格」は、地価公示並み価格(時価相当額)

イ 市の権利放棄

市から土地開発公社への求償額	1,724,162千円（市の代位弁済額）
土地開発公社から市への弁済額	979,255千円（公社の代物弁済額）
差額	744,907千円（市の権利放棄額）

（３）市に譲渡された土地の扱い

土地開発公社から代物弁済として市に譲渡された工業団地、住宅団地等は、売却用土地（普通財産）として市が保有・管理し、企業誘致や定住促進等により早期の売却に努めます。

なお、これらの土地の売却収入は、市の借入金残高の早期縮減による財政健全化に向けて、その全額を三セク債の償還財源に充てます。

5 効果の検証

（１）仮に抜本的改革を実施しなかった場合と比較した効果・影響

【効果】

- ① 30年間の利子負担が3億280万円軽減されました。（借入利率が今後変動しない場合）
- ② 金利の上昇による利子負担の増加リスクが軽減されました。
- ③ 将来の土地売却時の売却損失の市負担相当額は、30年間に平準化して計画的に負担することとなり、「いつ、どれくらいの負担が生じるかわからない」という財政リスクは解消されました。
- ④ 30年間で負担が完結し、仮に土地が完売しない場合でも31年後以降の市負担は全く生じなくなりました。

【影響】

- ① 借り入れた三セク債の償還費として、平成58年度まで、毎年度約6,400万円～6,200万円が必要になりました。
- ② 財政健全化判断比率について、平成28年度決算の将来負担比率は、三セク債の借入れによる市債残高の増加を主な要因として前年度の168.7%から191.8%へと23.1ポイント上昇しました。うち土地開発公社に関連する比率は、前年度の16.3%から29.8%へと13.5ポイント上昇しました。

実質公債費比率については、通年元金償還が始まる平成31年度決算で11.0%程度（平成28年度決算は14.2%）が見込まれており、うち土地開発公社の三セク債償還分が0.9%を占めています。

両比率とも、県内他団体との比較では高い水準です。

※上記の「影響」は、償還期間中において借入利率の変動及び土地売却収入による繰上償還がない場合で試算しています。

(2) 三セク債の償還費は市にとって新たな負担となったか

市が借入れた三セク債の償還総額は、30年間の利子を含み約17億8,100万円で、毎年度6,400万円～6,200万円ずつ返済し、平成58年度に完済する見通しです。(途中で利率変更や土地売却収入による繰上償還がない場合)

この三セク債償還費を、「市にとって新たな負担となったか」あるいは「抜本的改革を実施しなければ負担しないで済んだか」という観点で見た場合、次のように整理することができます。

今回の抜本的改革を実施せず、公社が2号業務を続け、将来的に土地を完売した場合においても、市はその間に発生した利子の全額補助、及び土地売却の都度発生する売却損の補填補助を行う必要がありました。(「3抜本的改革に至る背景」11ページ参照) そのため償還総額約17億8,100万円のうち、公社から移管された土地の価格に相当する約9億7,900万円を除く約8億200万円(=利子+売却損失相当額)については、いずれ市が補助金として負担しなければならなかった金額に当たります。また、公社から移管された土地の価格に相当する約9億7,900万円の償還費は、将来の土地売却収入がその財源となるため市の負担にはなりません。

よって、償還総額約17億8,100万円は、将来の売却収入で支払われる部分と、抜本的改革を行わなくてもいずれ市が負担しなければならなかった部分とで構成されており、実質的に「新たな負担」は生じていないことがわかります。

むしろ30年間の利子負担が3億280万円減少し、市にとって大きな負担軽減となりました。

○三セク債償還額の内訳と市負担の概要

三セク債償還額の内訳 (百万円)		公社販売時と抜本的改革後の比較	市負担	
三セク債償還額	旧公社借入金			
	利子	59	【公社販売時】公社借入金の利子は市が全額を補助 【抜本改革後】市が三セク債利子として負担	従来より全額市負担。新たな負担は生じない(8億200万円)
	売却損失相当額	743	【公社販売時】売却の都度、市が全額を補助 【抜本改革後】市が三セク債を財源として全額を支払い済み。今後市は三セク債の償還を通じて30年間で平準化負担	
売却収入相当額(地価)	979	【公社販売時】売却の都度、公社は売却収入で借入金を返済 【抜本改革後】市が三セク債を財源として全額を支払い済み。今後市は売却収入の全額を三セク債の償還財源に充当	市負担は生じない(9億7900万円)	
合計		1781		

6 今後の土地開発公社の役割

平成29年度からは、公共用地先行取得事業（1号業務）に限り業務を行うこととなりました。現在保有する1号業務用地を適切に管理し、市の事業化に伴って売却するほか、今後、市の開発計画等に基づき新たな公共用地を先行取得する必要がある場合は市と密接に連携して対応するなど、スムーズな事業推進による市政の進展に向けて役割を果たしていきます。

7 土地開発公社の抜本的改革まとめ

今回の土地造成事業の廃止に伴う負債整理によって、市は多額の三セク債を借り入れたことにより、当面の財政指標の悪化や30年間の償還負担などが生じることとなりました。しかしこのことは、これまでも土地開発公社に対する市の潜在的な負債あるいは財政的リスクが存在していたものの、その全容は見えにくく、市の財政指標においても一部の反映に限られていたところ、今回の抜本的改革でこれらを完全に「見える化」し、今後30年間で負担を完結するよう整理した結果と言えます。

「5効果の検証」に記載したとおり、実質的には新たな市負担は生じておらず、むしろ利子負担の大幅な軽減や財政リスクの長期平準化による財政安定化を図ることができ、財政規律の強化に関して多くのメリットが生じたことはこの取り組みの成果となりました。

今後、市に移管された土地の早期売却に努めるとともに、より現実の姿を表すこととなった財政指標等を踏まえて財政状況をより正確に把握し、さらなる財政健全化に努めていきます。

第3 駒ヶ根観光開発株式会社【平成28年度解散・法的整理】

1 法人概要

駒ヶ根観光開発(株)は、市における観光創成期の昭和34年、山岳及び高原一帯の観光開発を目的として設立されました。

- ・創業年月 昭和34年7月
(以下、平成28年4月1日現在)
- ・代表者 代表取締役 堀内 秀 (駒ヶ根市副市長)
- ・業務概要 旅館経営、旅館等経営受託
- ・資本金 3,155万円 うち市出資3,131万円 (出資比率99.2%)
- ・組織役員 取締役8名 (うち会長1、代表1、専務1)、監査役2名
- ・従業員数 23名

2 駒ヶ根観光開発(株)が果たしてきた役割

昭和34年、豪雪により倒壊した西駒ホテル(当時市所有。貸付けにより山小屋営業)の再建(後の千畳敷ホテル)と、中部電力(株)新太田切発電所建設工事宿舍(後の高原荘)を買収する必要から、株式の半数を市が出資し、半数は多くの市民等から出資を得て第三セクターとして設立されました。

設立当初は、高原荘、千畳敷ホテル(後に民間のロープウェイ開発に伴い譲渡)、市から買収した大沼荘の経営を主業務とし、昭和42年に高原荘を大改修、翌年に国民宿舍すずらん荘を市から受託するなど経営を拡大していきました。昭和50年には中央自動車道が開通し、観光の進展に良好な社会的環境が整う中で経営安定期となり、平成8年には日帰り温泉施設こまくさの湯を市から受託、平成11年には高原荘を建て替え駒ヶ根ビューホテル四季を開業、平成16年に同施設の大改修を行うなど、山岳観光及び駒ヶ根高原エリアにおける観光開発の先駆者として滞在型・通年型観光の創出を牽引してきました。

また、これら主業務のほか、第三セクターが併せ持つ公共性から、ユースホステル、別荘地、キャンプ場など観光関連施設の管理業務、及び駒ヶ池・大沼湖の観光利用(釣り、ボート、スケート場等)などを実施してきました。

これらの一体的な取り組みを通じ、山岳及び高原一帯の観光的価値と魅力を高めてきたことは、現在における多くの観光客の来訪、旅館・食堂・売店等の立地、イベントの開催等に見るように、今日までの地域発展の礎となりその中核として先導的役割を果たしてきました。

3 抜本的改革に至る背景

駒ヶ根ビューホテル四季開業後の平成13年度には年商6億3,600万円を売り上げるなど順調に推移していましたが、平成の長期不況を背景とする観光産業の低迷及び平成20年のリーマンショックを発端とした景気悪化を受け平成19年度以降は経常赤字が常態化し、さらに近年では消費者嗜好の変化や貸切バス交替運転者配置基準の改正なども影響して、平成27年度決算まで9年連続経常赤字、うち直近の4年は債務超過になるなど厳しい経営状況が続いていました。

また、平成21年度に総務省が発出した「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」によって「地方公共団体は新たな損失補償を行うべきではない」と通知されたことにより、以降、新たな投資も困難になっていました。

駒ヶ根ビューホテル四季、国民宿舎すずらん荘及びこまくさの湯の3施設は、いずれも市を象徴する観光地の中核施設です。経営悪化は観光地自体のイメージダウンにつながり、周辺の観光業に与える影響が懸念されるとともに、経営が改善されない場合、駒ヶ根観光開発(株)の借入金を損失補償している市の財政リスクも増大します。この間、同社と市が一体となって売上増加及び経費削減に努め、資金確保の安定化に向けて懸命な経営改善を図りましたが、第三セクター形態による経営には限界も見え、最終的に抜本的な改革が求められる状況に至りました。

そこで同社及び市は、市の財政状況を勘案しつつ第三セクター等改革推進債（三セク債）の活用による抜本的改革について検討を進めた結果、平成27年度限りで市から受託する2施設の経営から撤退し、残る駒ヶ根ビューホテル四季についても平成28年度において資産及び経営を譲渡し、そのうえで同社を解散することとしました。

これにより、新たな経営主体によって中核施設の営業は継続され、地域に影を落とすことなく観光振興が図られると同時に、同社借入金を損失補償する市の財政リスクを解消してさらなる市民負担の増加を回避することとしました。

4 抜本的改革の概要

(1) 資産・経営の譲渡先の決定

駒ヶ根ビューホテル四季の営業が途切れることなく引き継がれ、長期的に健全なホテル経営が継続されることを前提とし、同ホテルの資産（会社所有）及び土地（市所有）を譲り渡す者について、同社及び市の合同でプロポーザル方式により公募し決定しました。

(主な経過)

平成28年3月28日～4月18日 募集期間

同年4月26日 提案内容聴取（応募1者）

同年4月27日 決定

譲渡先 株式会社三河湾リゾート・リンクス（愛知県岡崎市）

(2) 解散の決定

事業譲渡について正式に決定し、駒ヶ根ビューホテル四季の営業を切り替えた後、会社解散及び清算人を決議しました。

(主な経過)

- ・平成28年5月17日 事業譲渡決議（取締役会・株主総会）
- ・同年8月1日 事業譲渡
- ・同年8月22日 会社解散決議・清算人選定（取締役会・臨時株主総会）

(3) 清算

公正かつスピーディーに進めるため、清算人が裁判所の監督下で手続きを進める特別清算（会社法第9章第2節）により清算を行いました。

特別清算は、全ての債権・債務を把握した財産目録等に基づき裁判所に申し立て、清算に係る財産処分、和解、権利放棄等については、その都度清算人が裁判所の許可を得て進めます。全ての清算が終了した後、裁判所の結了許可をもって完了します。

(主な経過)

- 平成28年9月6日～11月8日 債権届出官報公告
- 同年12月13日 特別清算開始申立
- 同年12月15日 同開始命令
長野地方裁判所伊那支部平成28年(ヒ)第6号特別清算事件
- 同年12月20日 市の損失補償契約に基づく和解契約締結許可申立
- 平成29年2月23日 市の求償権請求債権に関する和解契約締結許可申立
- 平成29年中 清算結了（予定）

(4) 負債の整理

会社解散時（平成28年8月22日）における市の損失補償付き借入金残高のうち、取引上の債権取立て、債務支払い、労働債務支払い、納税等による各種清算が行われた後の、最終的な借入金残高（＝会社解散により金融機関に与える損失）について、市と金融機関との間で締結した損失補償契約に基づく和解契約を特別清算の裁判所許可により締結し、市が代位弁済（補償義務の履行として会社に代わり返済）するよう合意しました。

市はその財源として第三セクター等改革推進債（三セク債）を借り入れました。

ア 市の代位弁済

(代位弁済額)

- ・裁判所許可による和解契約における市の代位弁済義務額 531,481千円
(参考：会社解散時の市の損失補償付き借入金残高 578,461千円)

(代位弁済の日等)

- ・弁済日 平成28年12月22日
- ・弁済先 3金融機関

イ 市の三セク債借入れ及び償還見通し

(借入条件等)

- ・借入金額 530,000千円
- ・借入日 平成28年11月29日
- ・借入先 市内2金融機関
- ・借入利率 年利0.24%~0.295% (加重平均年利0.28%)
(10年後及び20年後に利率見直し)
- ・償還年数 30年 (うち元金据置2年)

(償還見通し)

- ・通年、元金償還を開始する平成31年度において、元利合計20,400千円
- ・以降毎年度、約20,300千円~19,000千円で推移し、平成58年度に完済
- ・30年間の利子負担の総額は、23,900千円
- ・利子込みの償還総額は、553,900千円

※上記の「償還見通し」は、償還期間中において、借入利率の変動がない場合で試算しています。

ウ 市の権利放棄

市は、駒ヶ根観光開発(株)に代わり債務を返済したことに伴い、当該金額について同社清算人に対し求償権請求債権(民法第459条)を有することとなり、この権利を行使して求償請求を行いました。

この請求によって生じた会社側の求償負債に関し、特別清算の裁判所許可により和解契約が締結され、清算人は特別清算の残余財産である現金及び有価物をもって市に一部弁済を行い、市は残る権利について将来に渡り回収することが不可能なため市議会の議決をもって放棄したことにより、市と会社間の債権債務は清算されました。

(主な経過)

平成29年3月17日 一部弁済後に残る市の権利を放棄する議決(市議会)

(市に一部弁済された現金及び有価物)

現金	284千円
<u>有価証券(駒ヶ根高原温泉開発(株)株式)</u>	<u>22,000千円</u>
合計	22,284千円

(市の権利放棄)

市から会社清算人への求償額	531,481 千円 (市の代位弁済額)
会社清算人から市への弁済額	22,284 千円 (会社の一部弁済額)
差額	509,197 千円 (市の権利放棄額)

5 効果の検証

会社は、設備改修その他の集客力を高める投資に必要な資金の自力確保が困難な状況下で赤字決算が9年続き、このまま経営を継続しても黒字転換は難しい状況にありました。そのため、平成26年度及び27年度の各決算では年度末の借入金残高が前年度より増加しており、仮に今回の抜本的改革を行わなかったとした場合、当面は経営を続けることができても借入金がさらに増加していく可能性が大きい状況でした。

借入金に損失補償を付している市にとって、経営破綻という最悪の事態を想定した場合、「いつ、どれくらいの補償債務が生じるかわからない」という状態は大きな財政リスクであったと同時に、借入金が増加すればさらにそのリスクを増大させ、最終的には市民負担の増加につながる危険がありました。

そこで、効果を検証するにあたり、「経営破綻がいつか起こり得る状態」と「今回の抜本的改革後」を比較し、その効果等を記載します。

【効果】

① 市の補償債務を確定させたことにより生じた財政的効果

ア 財政負担する金額及び時期を確定させたことにより、さらに負担額が増加する危険が解消されるとともに、三セク債の償還を通じて30年間で計画的に負担することが可能となりました。

イ 抜本的改革の財源として第三セクター等改革推進債（三セク債）を活用することができました。仮に改革を先送りし平成29年度以降に補償債務が発生した場合は同債を活用できないため、多額の補償費用を市の自己資金で一時に支払わなければならない、こうした財政的リスクが解消されました。

② 駒ヶ根高原における新たな観光資源の創出

ア 市を代表する観光地である駒ヶ根高原において、中核施設の経営悪化は観光地自体のイメージダウンにつながり周辺の観光業に与える影響も懸念されました。柔軟な投資が難しい三セク経営から民間経営に転換されたことにより、こうした閉塞感から脱却し、駒ヶ根高原全体の活力の創出につながることを期待されます。

イ 地方創生の柱である交流人口の増加に向けて、一般国内旅行者はもとよりリニア中央新幹線の利用者や外国人観光客の集客は大きな要素であり好機でもあります。今回の抜本的改革によって旧駒ヶ根ビューホテル四季の資産・営業を引き継いだ企業は、ブライダル分野の充実や、ホテルの一部を高品質でゆっくりとくつ

ろげる施設に転換するなど、これまでの三セク経営ではできなかった民間企業の発想と柔軟性を生かした展開が予定されています。こうした新たな観光資源の創出は駒ヶ根高原全体の観光振興と交流人口の増加につながるものと期待されます。

【影響】

- ① 借り入れた三セク債の償還費として、平成58年度まで、毎年度約2,040万円～1,900万円が必要になりました。
- ② 財政健全化判断比率について、平成28年度決算の将来負担比率は、三セク債の借入れによる市債残高の増加を主な要因として前年度の168.7%から191.8%へと23.1ポイント上昇しました。うち駒ヶ根観光開発(株)に関連する比率は、前年度の3.9%から7.3%へと3.4ポイント上昇しました。

実質公債費比率については、通年元金償還が始まる平成31年度決算で11.0%程度(平成28年度決算は14.2%)が見込まれており、うち駒ヶ根観光開発(株)の三セク債償還分が0.3%を占めています。

両比率とも、県内他団体との比較では高い水準です。

※上記の「影響」は、償還期間中において借入利率の変動及び繰上償還がない場合で試算しています。

6 駒ヶ根観光開発(株)の抜本的改革まとめ

駒ヶ根観光開発(株)の経営環境は極めて厳しい状況が長期に渡り続いており、同社借入金の全額に損失補償を付している当市の財政的リスクは非常に大きくなっていました。また、改革を先送りすればさらにリスクは増大し、最終的には市民負担の増加につながる恐れもありました。

今回の会社解散に伴う負債整理によって、市は多額の三セク債を借り入れたことにより、当面の財政指標の悪化や30年間の償還負担などが生じることとなりました。しかしこの抜本的改革により、市の負担を最少に抑えたうえで将来の財政リスクを完全に解消することができ、財政安定化と財政規律の強化に関して多くのメリットが生じたことは一定の成果と言えます。

また、今回の抜本的改革が地域に影を落とすことなくスムーズに進み、中核的施設であった旧駒ヶ根ビューホテル四季の営業が途切れることなく新会社に移行できたことについても、観光を柱とする当市にとって大きな成果でした。

今後は、民間企業の強みを生かした新たな経営主体により、新しい観光資源の創出や駒ヶ根高原全体の発展につながることを期待するとともに、地域・市が一体となってさらなる観光振興に取り組んでいきます。

第3章 市財政への影響

1 市債残高について（資料28ページ参照）

平成28年度末における一般会計市債残高は、三セク債22億5,400万円の借入れなどにより前年度末より20億2,767万円増加し、206億6,116万円となりました。200億円を超えるのは平成21年度以来7年ぶりとなります。このうち建設事業などで借り入れる普通債の残高は平成15年度をピークとして13年連続して減少し、116億4,800万円となっています。

今後見通しにおいては、平成28年度の国の補正予算を活用した繰越事業の市債借入れにより平成29年度末の市債残高はさらに増加して210億円程度となり、翌平成30年度から減少していくと見込まれます。

三セク債の残高は、平成31年度から毎年度約8,000万円ずつ減少していき平成58年度に完済しますが、土地開発公社分（借入額17億2,400万円）については、うち9億7,900万円（平成28年度時価相当）は土地の売却収入によって繰上償還が可能のため、早期売却に努めていきます。

2 公債費について（資料29ページ参照）

一般会計の公債費（市債の元利償還金）は、平成26年度の21億3,800万円をピークとして以降減少していますが、三セク債の元金償還が本格化する平成31年度、及び平成28年度の国の補正予算を活用した繰越事業の市債の償還が本格化する翌32年度においては前年度より増加し、平成33年度から再び減少していくと見込まれます。ただしその内訳として、元利償還金が普通交付税に全額算入される臨時財政対策債分の割合が一貫して増加していくため、三セク債の償還が本格化しても実質的な財政影響は大きくないと見込まれます。

三セク債の公債費は、平成29年度から毎年度約500万円の利子償還が始まっており、平成30年度は利子と一部の元金償還、平成31年度からは毎年度約8000万円の元金及び約500万円（元金残高の減少によって年々減少）の利子、合計8500万円程度の元利償還が始まり本格化します。土地開発公社から移管された土地の売却収入によって途中で繰上償還した場合は、以降毎年度の元利償還額が減少するか、完済年度が前倒しになります。

3 将来負担比率について（資料30ページ参照）

平成28年度の比率は191.8%で、三セク債の借入れ等により前年度より23.1%上昇しました。上昇の内訳は、三セク改革に起因して約17%、公共下水道事業への負担増加等に起因して約6%となっています。三セク改革分の17%は、2法人の負債

解消でマイナス15%、三セク債の借入れでプラス32%となります。

今後見通しにおいては、平成29年度は横ばい、三セク債の元金償還が本格化する平成31年度からは安定的に低下していく見込みです。なお、土地開発公社から移管された土地が完売した場合の売却収入9億7,900万円で三セク債を繰上償還することにより13.5%のマイナス効果が得られるため、早期売却に努めていきます。

なお、三セク改革による17%の上昇は、これまでも実質的な将来負担がありながら比率に算入されていなかった部分であり、見えにくかった潜在負債を「見える化」した結果です。その意味において、比率の上昇を重く受け止めつつ、他方で、多額の財政リスクを解消して財政健全化が大きく進んだことも踏まえ、現在の財政状態を正確に把握し、今後の計画的な財政運営に努めていきます。

4 実質公債費比率について（資料31ページ参照）

平成28年度の比率は14.2%で、前年度より0.4%低下しました。三セク債の借入年度であり償還が始まっていないため、平成28年度の比率には三セク改革の影響はありません。三セク債の償還が本格化する平成31年度において、償還額約8,500万円の影響はプラス1.2%となりますが、実質公債費比率は3年平均値を公表値とするため、その影響はなだらかで、比率は上昇することなく平成31年度から当面は10.8%前後の横ばいで推移する見通しです。

土地開発公社から移管された土地が完売した場合の売却収入9億7,900万円で三セク債を繰上償還し、毎年度の償還額を減額した場合（償還期間を短縮しない場合）の比率影響は、約マイナス0.5%が見込まれます。

第4章 まとめ

第三セクター等は、地方公共団体が自ら直接に事業を実施する方法のみでは必要とされる行政サービスの提供、施策の展開等が困難な場合や、産業の振興や雇用の確保等が期待される地域でありながら民間企業が立地されにくい場合などにおいて、これらの課題を克服していくうえで有効な手法としてこれまで全国的にも数多く設立されてきました。

設立された第三セクター等は、出資した地方公共団体から独立した事業主体として、自らの判断と責任に基づいて経営することが原則ですが、特に、地方公共団体が第三セクター等の債務について債務保証・損失補償を負っている場合で、経営が悪化し、あるいは経営破綻が危惧されるような状況下においては、将来的に負債の全部又は一部を財政負担するという、地方公共団体にとって特別なリスクが存在しています。

この特別なリスクを回避し、又はこれ以上リスクが増加する危険性を排除することによって、地方公共団体の財政健全性を回復するとともに将来的な市民負担の増加を避けるため、総務省は平成21年度において第三セクター等の存廃を含む抜本的改革を集中的に推進するよう地方公共団体に要請しました。この趣旨を踏まえ、全国数多くの地方公共団体が抜本的改革に取り組んだ結果、平成18年度に全国で9,208法人あった第三セクター等は、平成27年度には7,532法人となり、この10年間で1,676法人、18%減少しました。また、平成28年度までの8年間における三セク債の借入許可は、全国で214件、1兆826億円に上っています。

駒ヶ根市においては、平成28年度までの8年間で、市の債務保証・損失補償を付した借入金の残高は42億2,424万円減少し、対象法人数は5法人から2法人に減少するなど財政リスクは大きく改善されました。

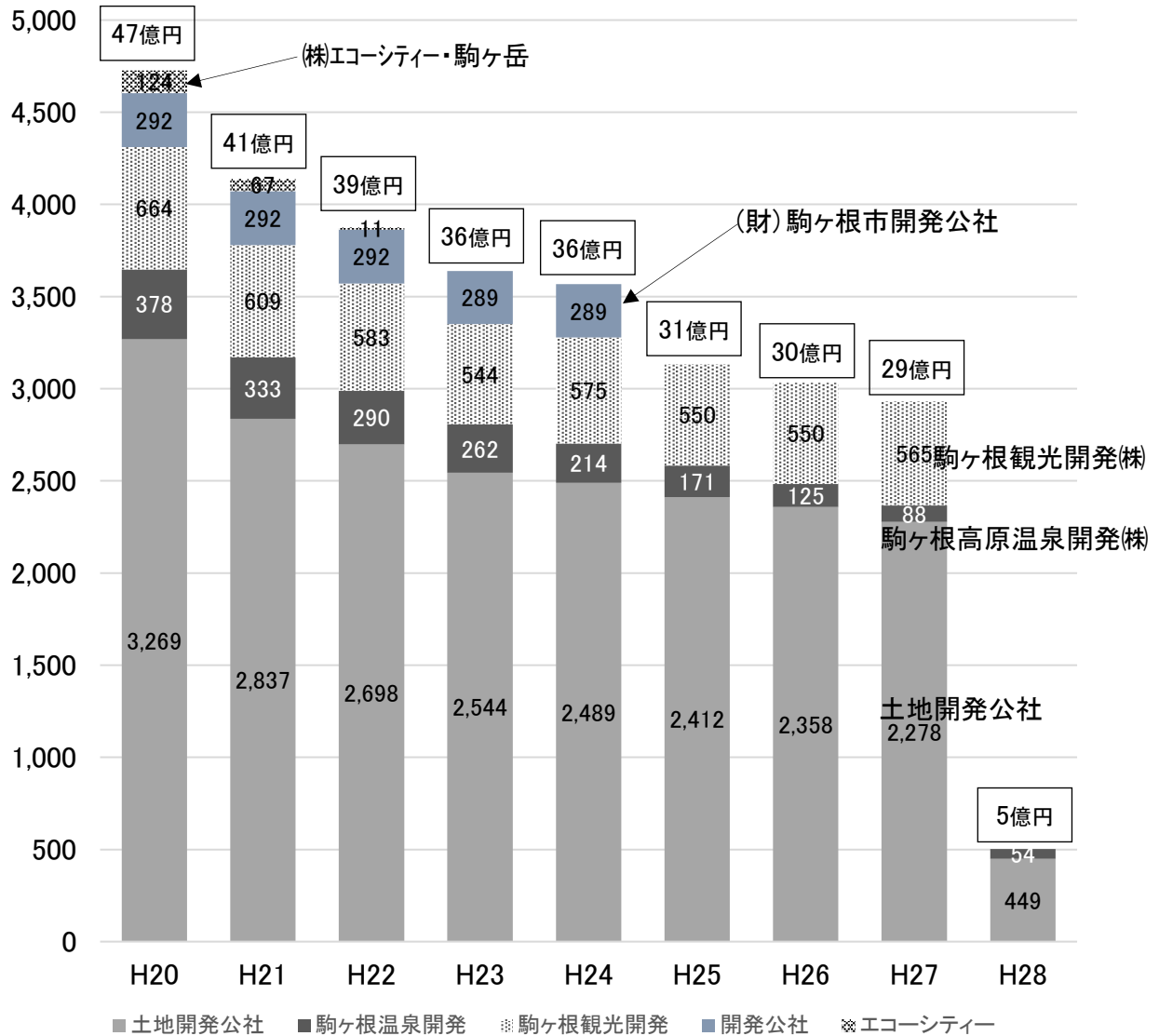
また、土地開発公社の一部業務廃止によって今後30年間の利子負担は3億280万円減少し直接的な財政負担の軽減が図られたことや、駒ヶ根観光開発株の事業譲渡・解散によってこれまで閉塞感のあったホテル経営から新会社にスムーズに転換が図られ、駒ヶ根高原全体の新たな活力創出につながることで期待されるなど、関連した効果も生じています。

一方で、この抜本的改革の財源として三セク債を22億5,400万円借り入れ、今後30年をかけて返済していくことや、三セク債に起因して財政健全化判断比率が悪化するなどの影響も生じており、これらを踏まえてさらに財政の計画的運営、健全性の確保に取り組んでいかなければなりません。

今回の取り組みは、見えにくい財政リスクを放置せず将来世代への負担先送りを解消する、今しかできない改革であったと言えます。結果として財政構造を大きく転換できたことは一定の成果となりました。今後のさらなる市政進展に向けて、その基盤となる財政の健全性を一層向上させられるよう、引き続き取り組んでいきます。

法人別の市の債務保証・損失補償付き借入金残高の推移

単位：百万円



○第三セクター等の抜本的改革による残高の変動

- ・ (財)駒ヶ根市開発公社 平成25年度 解散により解消
- ・ 駒ヶ根観光開発(株) 平成28年度 解散により解消
- ・ 駒ヶ根市土地開発公社 平成28年度 一部業務廃止により減少

○平成28年度末現在で残高がある法人（2法人合計 5億296万円）

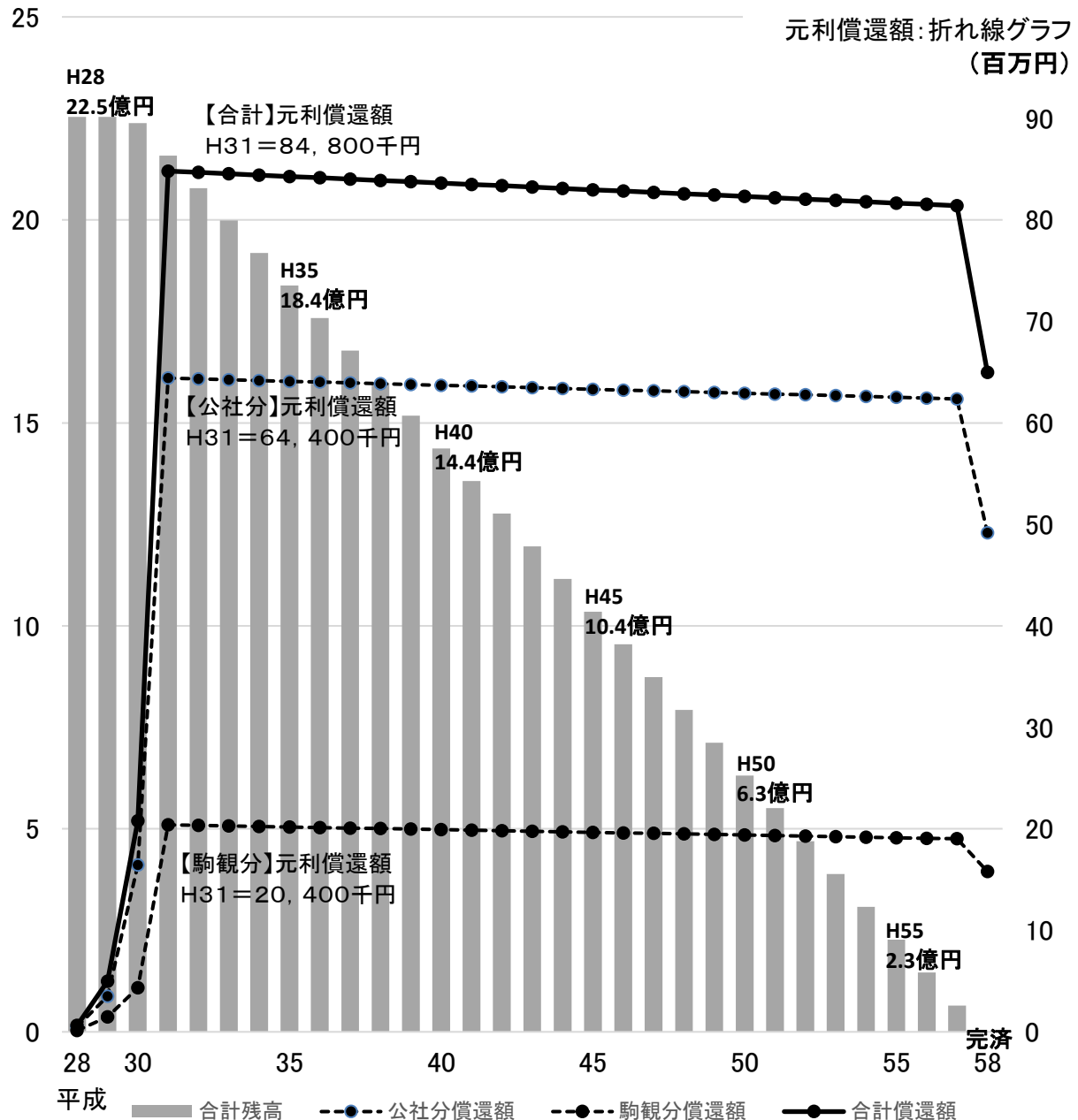
- ・ 駒ヶ根市土地開発公社 4億4,930万円
- ・ 駒ヶ根高原温泉開発(株) 5,366万円

○市の保証（補償）付き借入金残高は、8年間で、42億2,424万円減少

※(株)エコシティー・駒ヶ岳は平成23年度中に自主完済

三セク債の残高・償還額の見通し

3セク債残高: 棒グラフ
(億円)



○三セク債借入額

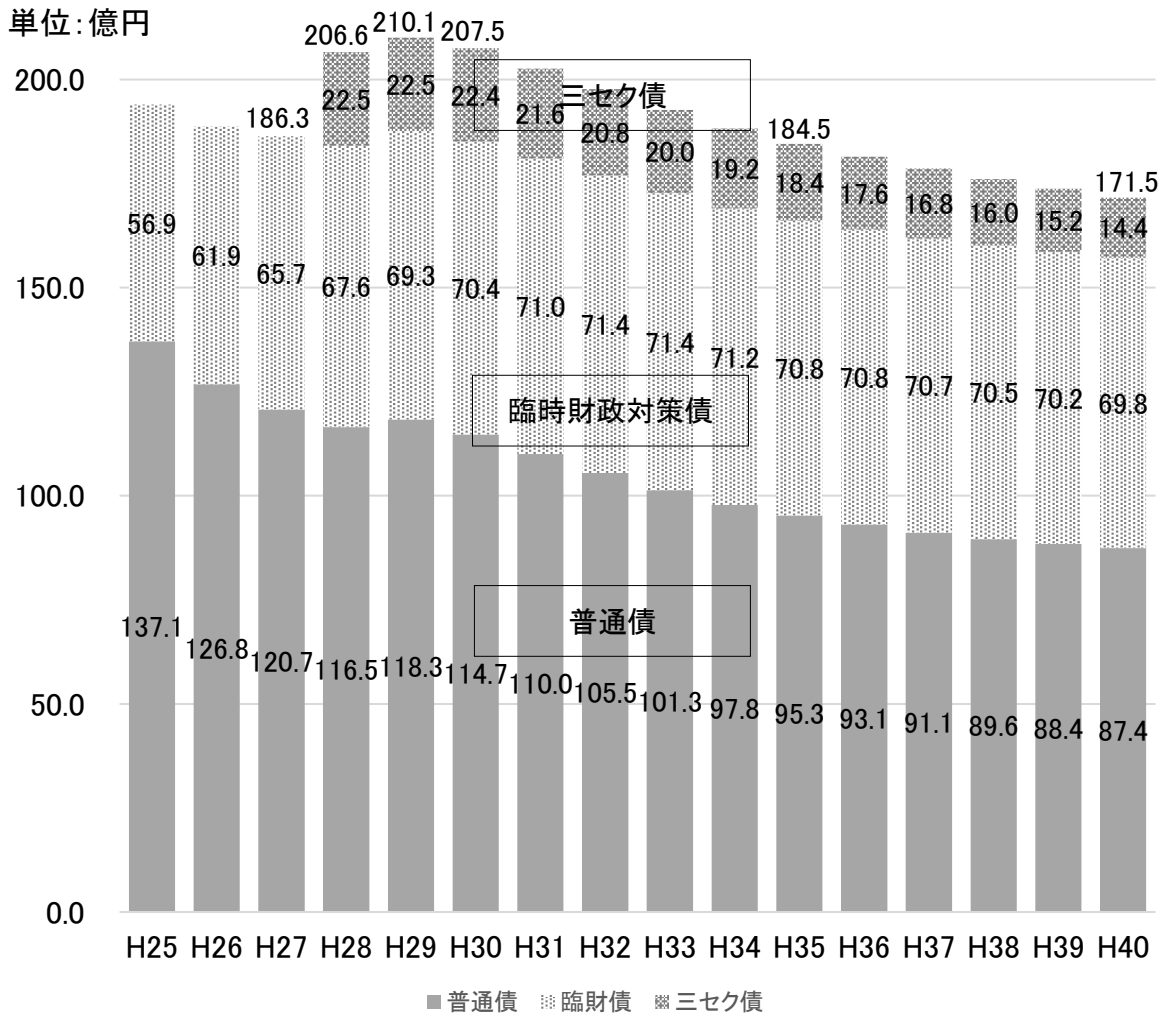
公社分17億2,400万円、駒観分5億3,000万円、合計22億5,400万円
30年間の利子総額は8,110万円、元利償還合計額は23億3,510万円

○償還期間は30年(うち当初2年間は元金据置き)で、平成58年度に完済 借入利率は10年後と20年後に見直し

○公社分は、公社から移管された土地の売却収入で繰上償還 売却収入見込額は完売により9億7,900万円(平成28年度時価)

※グラフは途中の利率変更・繰上償還がないものとして作成

一般会計 市債残高の見通し



○平成28年度までは決算、平成29年度は予算（前年度からの繰越を含む。）、平成30年度以降は見込みによる残高

○平成31年度以降の借入額

・普通債は毎年度7億円、臨時財政対策債は毎年度5億5,000万円に固定して推計

○平成28年度の三セク債借入額

・公社分17億2,400万円、駒観分5億3,000万円、合計22億5,400万円

・30年償還（うち当初2年間は元金据置き）で、平成58年度に完済

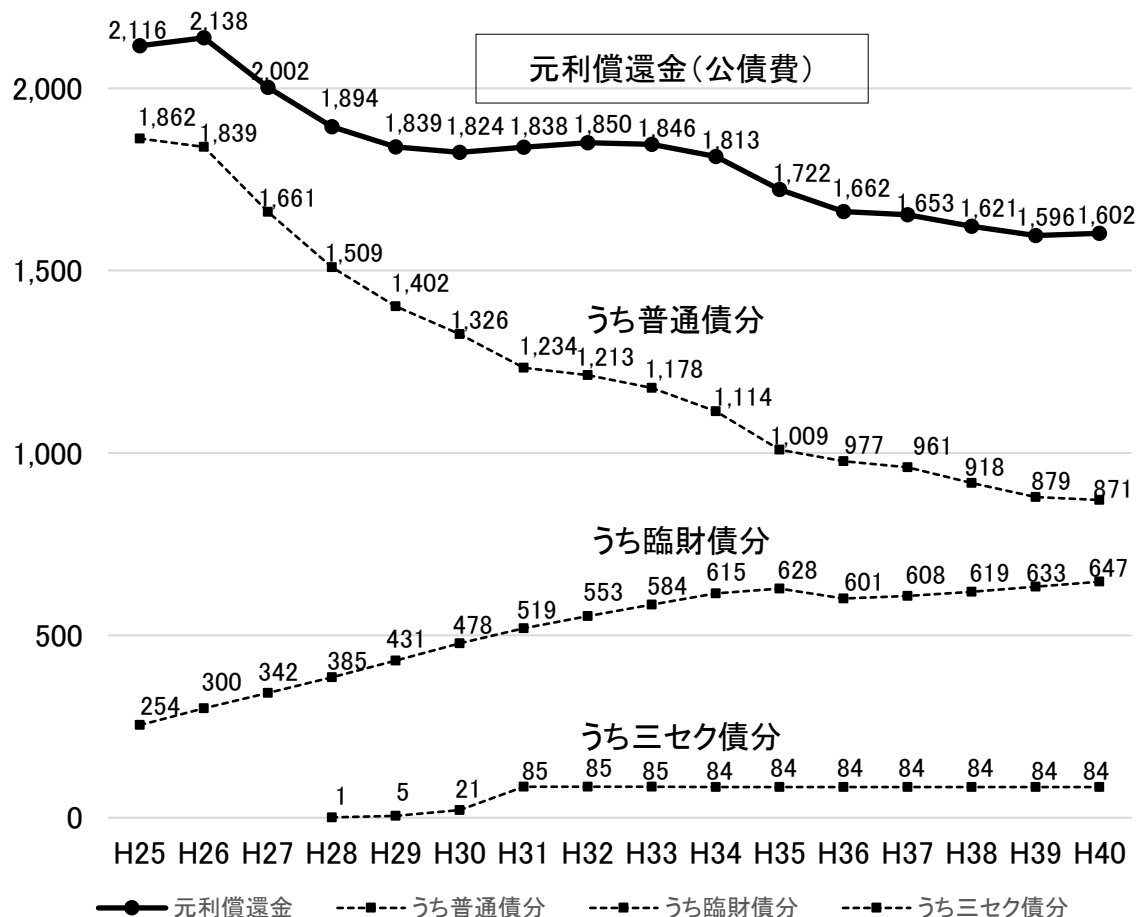
・公社分は、公社から移管された土地の売却収入で三セク債を繰上償還

・売却収入見込額は、総額で9億7,900万円（平成28年度時価）

※グラフは途中の繰上償還がないものとして作成

一般会計 市債元利償還金の見通し

単位:百万円



○平成28年度までは決算、平成29年度は予算、平成30年度以降は見込み

○平成31年度以降

- ・毎年度の借入額は、普通債は7億円、臨財債は5億5,000万円に固定して推計
- ・借入利率は、既借入分は変動なし、新規借入分は現行水準で推計

○三セク債は平成28年度に22億5,400万円を借り入れ、30年償還(H58完済)

- ・元金償還が本格化する平成31年度の元利償還額は8,480万円、以降もほぼ一定で、平成57年度の元利償還額は8,140万円

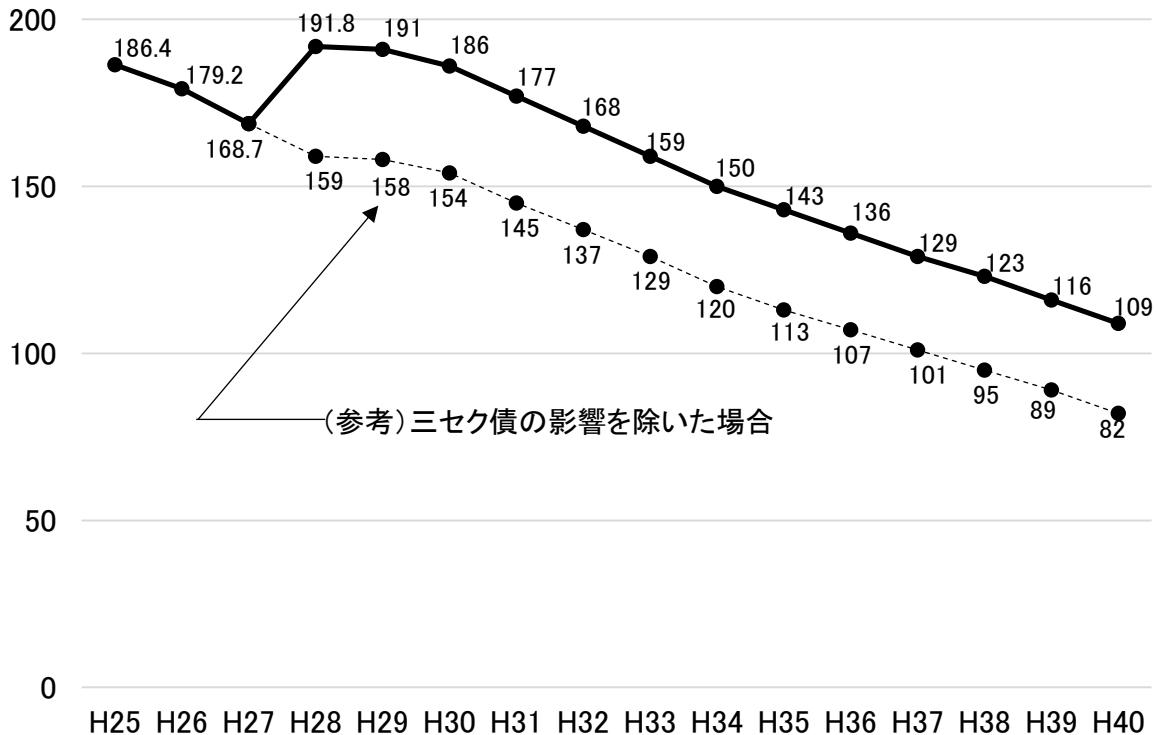
○三セク債のうち土地開発公社分(17億2,400万円)は、土地の売却収入で繰上償還。その場合、以降の毎年度元利償還額が減少

- ・売却収入見込額は、総額で9億7,900万円(平成28年度時価)

※グラフは途中の繰上償還がないものとして作成

将来負担比率の見通し

単位：％



【将来負担比率】

- ・一般会計が将来負担すると見込まれる負債総額の財政規模に対する割合
- ・比率が低いほど負債の蓄積量が少ない
- ・財政健全化法による基準は350%を超えないこと

○平成28年度までは決算、平成29年度以降は粗い見通し

「参考」は、三セク債残高による比率上昇分を単純に除いた場合

○市債残高は、別資料「一般会計 市債残高の見通し」による。

その他の算定要素は、それぞれ見通しによる。

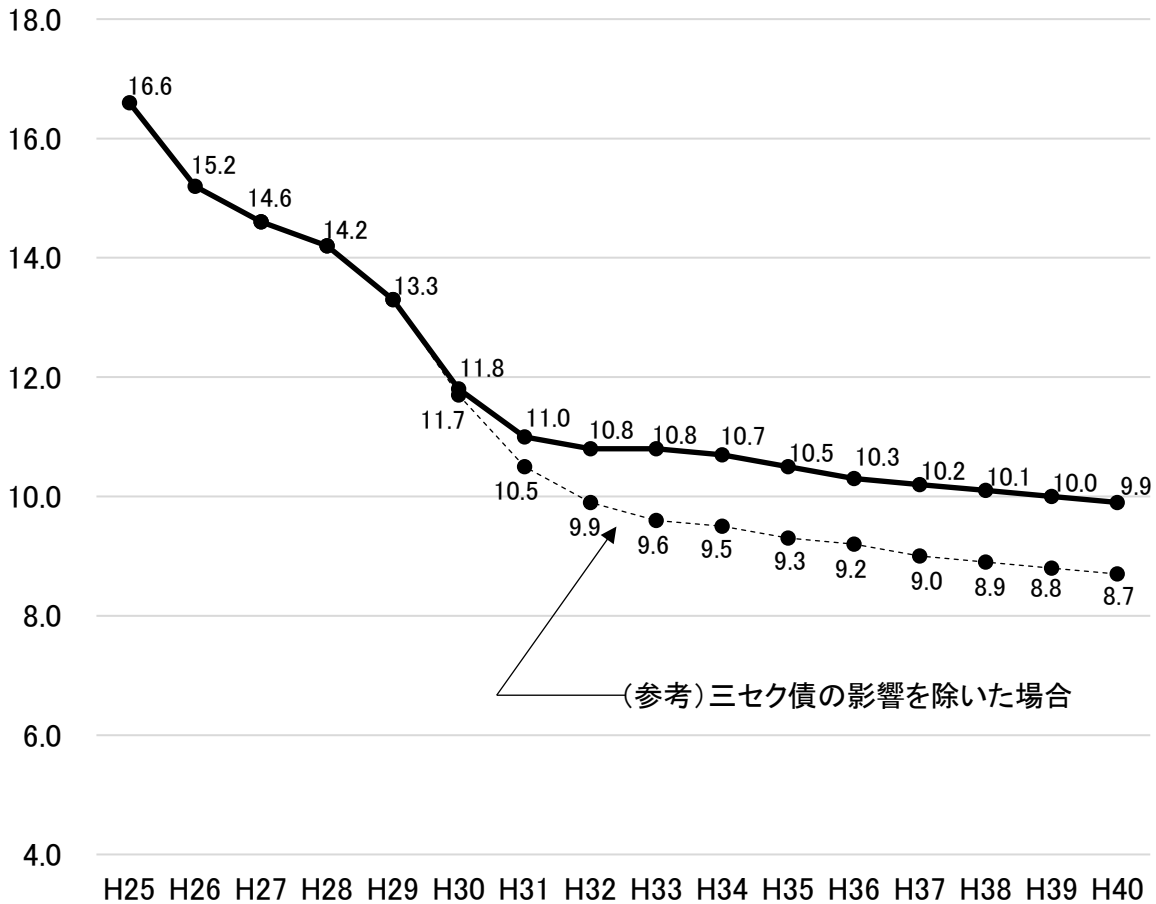
○三セク債残高による単純影響は、平成28年度においてプラス32%

○土地開発公社から移管された土地を完売した場合の売却収入見込額（平成28年度時価相当で9億7,900万円）で三セク債を繰上償還した場合の比率影響は、マイナス13.5%（平成28年度標準財政規模で計算）

※グラフは途中の繰上償還がないものとして作成

実質公債費比率の見通し

単位：％



【実質公債費比率】

- ・ 一般会計が負担した実質公債費（借入金返済等）の財政規模に対する割合
- ・ 比率が低いほど公債費負担が少ない
- ・ 財政健全化法による基準は18％を超えないこと

○平成28年度までは決算、平成29年度以降は粗い見通し

「参考」は、三セク債の元利償還による比率上昇分を除いた場合

○市債の公債費は、別資料「一般会計 元利償還金の見通し」による。
その他の算定要素は、それぞれ見通しによる。

○平成31年度から三セク債の元利償還が本格化し、同年度の償還額（
8,480万円）の単純影響は、プラス1.2％

※公表値は3年平均値のため3年後の平成33年度に発現

○土地開発公社から移管された土地を完売した場合の売却収入見込額
（平成28年度時価相当で9億7,900万円）で三セク債を繰上償還した場合の
比率影響は、マイナス0.5％（償還期間を短縮しない場合）

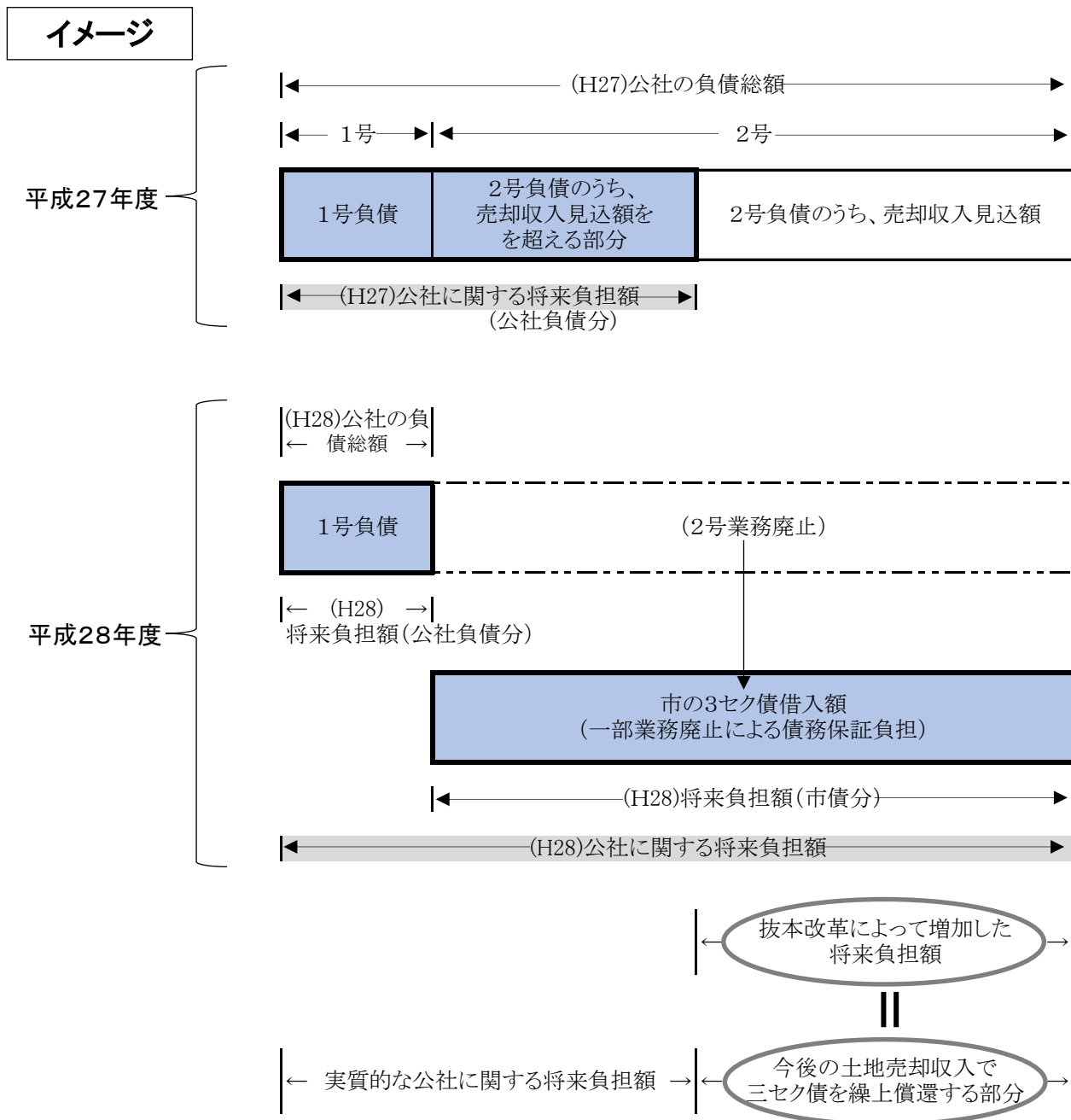
※グラフは途中の繰上償還がないものとして作成

抜本的改革による将来負担比率の変動について

【土地開発公社に関する将来負担額】

- 公社の負債に関する将来負担額
 - ・1号業務(公共用地先行取得事業)の用地は市が取得する前提のため、1号負債は全て市の将来負担額
 - ・2号業務(土地造成事業)の用地は民間に売却する前提のため、2号負債のうち売却収入見込額を超える部分(=売却損失見込額)のみ市の将来負担額
 よって、公社の負債に関する市の将来負担額とは、公社の負債総額から2号用地の売却収入見込額を差し引いた額
- 三セク債(市債)に関する将来負担額

抜本的改革によって借り入れた三セク債の残高は、全て市の将来負担額



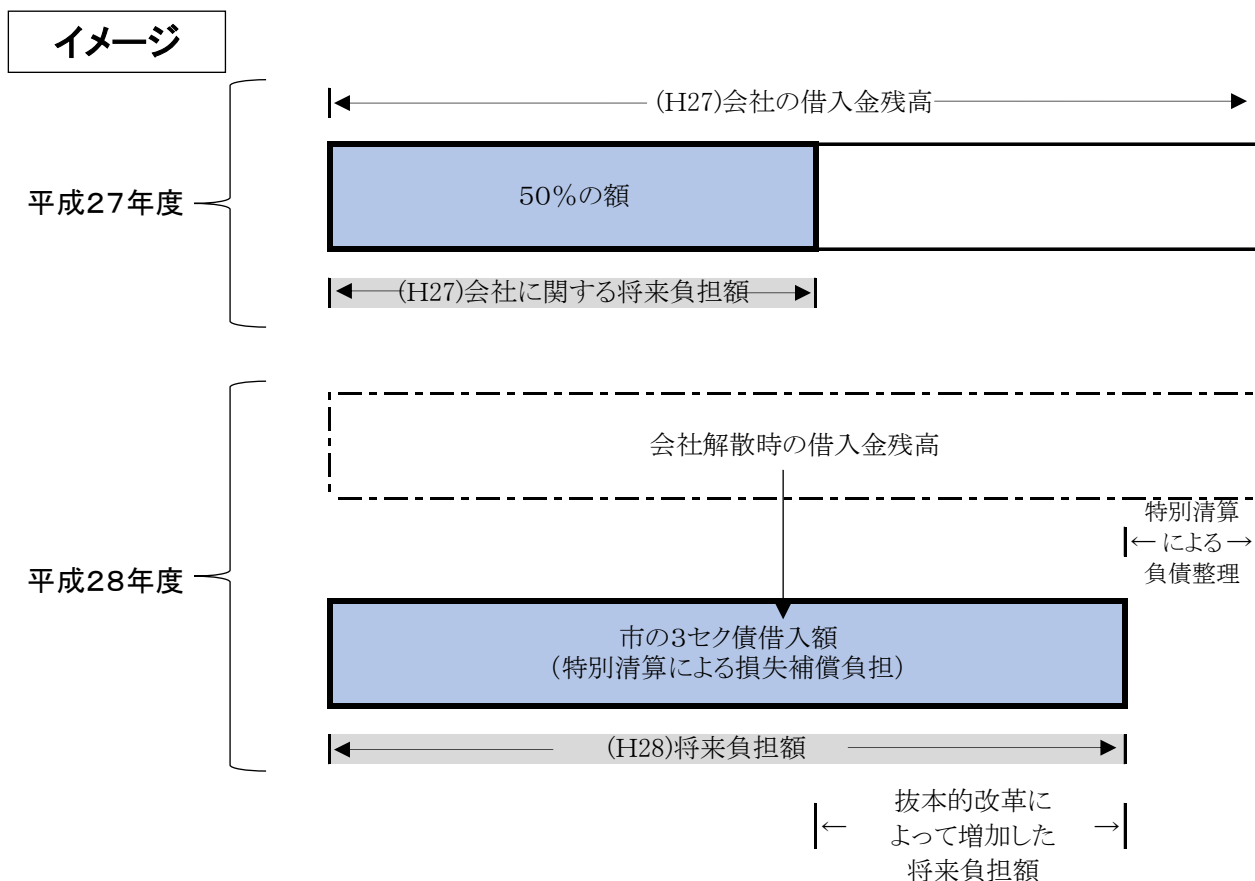
【駒ヶ根観光開発株に関する将来負担額】

○第三セクターの負債に関する将来負担額

- ・将来負担比率算定基準に基づき第三セクターの経営状況を評価し、会社の借入金のうち損失補償団体の将来負担額に算入すべき割合を10%～90%の間で算出
- ・駒ヶ根観光開発株の平成27年度決算の場合、算入率は50%

○三セク債(市債)に関する将来負担額

抜本的改革によって借り入れた三セク債の残高は、全て市の将来負担額



【2法人の抜本的改革による将来負担比率の変動結果】

◆土地開発公社に関する将来負担比率の変動

(単位 千円)

計算項目		平成28年度	平成27年度	比較
①	公社の負債総額(控除対象資産と相殺後)	432,674	2,270,029	▲1,837,355
②	2号用地の売却収入見込額	なし(業務廃止)	1,077,416	▲1,077,416
将来負担	公社負債分③ = ① - ②	432,674	1,192,613	▲759,939
	三セク債分④	1,724,000	-	+1,724,000
公社に関する将来負担額⑤ = ③ + ④		2,156,674	1,192,613	+964,061
公社に関する将来負担比率 = ⑤ / 標準財政規模		29.8%	16.3%	+13.5%

◆駒ヶ根観光開発株に関する将来負担比率の変動

(単位 千円)

計算項目		平成28年度	平成27年度	比較
①	市の損失補償付き借入金残高	なし(解散)	565,129	▲565,129
将来負担	会社負債分② = ① × 算入率50%	なし	282,565	▲282,565
	三セク債分③	530,000	-	+530,000
駒観に関する将来負担額④ = ② + ③		530,000	282,565	+247,435
駒観に関する将来負担比率 = ④ / 標準財政規模		7.3%	3.8%	+3.5%

◆2法人の変動合計

(単位 千円)

項目	平成28年度	平成27年度	比較
将来負担額 (2法人合計)	2,686,674	1,475,178	+1,211,496
将来負担比率 (2法人合計)	37.1%	20.1%	+17.0%

※17.0%上昇の内訳は、2法人の負債解消で約15%低下し、三セク債の借り入れにより約32%上昇